

千葉市ワンルームマンション建築指導要綱に基づく 自動車駐車施設の附置について

自動車駐車施設は、ワンルームマンションの計画敷地内に確保することを原則としていきますので、十分配慮の上、ご計画下さい。

十分検討した上で計画敷地内に確保することが困難である場合には、隔地にて駐車施設を確保していただきます。(計画敷地から概ね200メートル以内)

その場合には、下記の書類が必要となります。

(1) 誓約書

- ①計画敷地内に駐車施設を確保することができない理由
- ②施行要領に規定する必要台数及び敷地内に確保できない台数
- ③隔地駐車施設の位置

(2) 案内図

- ①ワンルームマンションの計画敷地
- ②隔地駐車施設の位置
- ③駐車施設の空き状況
- ④①から②までの距離

(3) 隔地駐車施設が、現状として駐車場と確認できない場合

- ①当該土地所有者からの承諾書
- ②登記事項証明書
- ③公図

誓約書 (例)

誓 約 書

千 葉 市 長

建築主 ○○○○○○ ○-○
○○ ○○ 印

現在計画中である、○○区○○○○○○ ○-○ (計画敷地の地名地番) におけるワンルームマンション○○戸 (総戸数) について、千葉市ワンルームマンション建築指導要綱施行要領第6条に基づき自動車駐車施設○○台 (計画戸数の○○%) の設置が必要です。

しかし、○○○○○○ (確保できない理由) により○○台 (設置できない台数) について計画敷地内での確保が困難であるため、別添地図上の月極駐車場に確保することを誓約致します。

隔地駐車場 ○○○区○○○○○○ ○-○